

6つのまちの姿 多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち

重点分野 緑の保全・創出・育成

重点課題 ①緑地の保全 ②農地の保全 ③公園緑地の整備 ④協働による緑の保全・創出・育成の取組

■重点目標・指標と達成状況

・重点目標・指標	達成状況	指標 評価	分野 評価
① 緑地の保全：施策による緑地の保全面積※ ※特別緑地保全地区、緑の保全地域等、法・条例等により保全されている緑地面積 2017年度までに272ha（現状：211ha（2009年度））※※	特別緑地保全地区や緑の保全地域等、計218ha （対前年度：6ha増加、対基準値：少ない）	1	1
② 農地の保全：施策による農地の保全面積※ ※農業振興地域内農用地、生産緑地地区内農地、法・要綱等により設置された市民農園を含む農地面積 2017年度までに416ha（現状：407ha（2009年度））※※	農業振興地域内農用地や生産緑地地区内農地等、計399ha （対前年度：6ha減少、対基準値：少ない）	なし	
③ 公園緑地の整備：都市公園等※の整備面積 ※都市公園、臨海公園等 2017年度までに769ha（現状：716ha（2009年度））※※	都市公園や臨海公園等の整備面積は、計753ha （対前年度：6ha増加、対基準値：多い）	3	
④ 協働による緑の保全・創出・育成の取組：公園管理運営協議会の発足数 2017年度までに1,000公園（現状：435公園（2009年度））※※	公園管理運営協議会の発足数は、502公園 （対前年度：38公園増加、対基準値：少ない）	1	

※※「川崎市緑の基本計画」に基づく目標数値

市の取組

取組の概要

本市では、1995年10月に策定した「緑の基本計画」*4（かわさき緑の30プラン）に基づき、緑の保全及び緑化の推進を行い、一定の効果をあげてきました。しかしながら、樹林地、農地の地権者の高齢化による相続問題や市域の88%が市街化区域であり開発需要が高いことなどにより、樹林地、

*4 緑の基本計画：（巻末用語索引参照）

農地の減少量が施策成果による実績を上回る実態となり、こうした状況を見極めながら新たな緑の保全及び緑化の推進施策の検討を行うこと、緑の基本計画を取り巻く社会情勢が大きく変化していることや整合を図る必要のある国の新たな政策や新総合計画などの上位計画が策定されたことから、2008年3月に川崎市緑の基本計画を改定いたしました（計画期間おおむね10年間）。

改定した緑の基本計画では、「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」という基本理念のもとに新たな将来像を描き、その将来像を実現していくために、5つの基本方針、50の基本施策、132の主な取り組みを掲げ、様々な主体との協働を基本としながら、緑の保全、創出、育成を進めています。

実施状況

取組① 緑地の保全

●特別緑地保全地区^{*5}、緑の保全地域^{*6}、緑地保全地域等の指定やふれあいの森^{*7}（市民緑地）の設置の推進、緑地保全協定^{*8}の締結による緑地保全施策の推進

・特別緑地保全地区、緑の保全地域の指定等による良好な緑地保全の推進

特別緑地保全地区指定数は63か所、面積としては107.7haで前年度より11.1ha増加しております。

緑の保全地域指定は25か所で前年度より2か所増えており、面積では24.6haと2.0ha増えています。

保全緑地取得面積は84.6haで前年度より7.8ha増えています。

・緑地保全協定の締結の推進

緑地保全協定数としては128件と前年度より5件減っており、面積においても6.7ha減った76.0haとなっています。

●新たな緑地保全管理の検討・実施

・「かわさき里地・里山^{*9}ミュージアム構想」の推進

緑と農の3大拠点である麻生区黒川、岡上、早野地区の農業振興地域には、農地のまとまりのある樹林地が一体となった「農ある風景」が残されています。こうして風景を次世代に継承するための方策として、農業振興施策と緑地保全施策を始めとした関連施策と連携により推進しています。

黒川地区における黒川海道特別緑地保全地区においては、地元農業者との協働により緑地の保全を進め活力に満ちた地域の振興を図る地区とし、2011年度には地元農業者との協働により将来的な整備イメージ作りに向け、ため池ゾーン、水生植物ゾーン、ビオトープゾーンなどからなるゾーニング図を作成しました。

・様々な主体の参画による新たな保全緑地管理の検討

特別緑地保全地区及び緑の保全地域に指定された緑地は、恒久的に緑の保全が図られることとなりますが、将来に向けて良好な自然的環境を維持していくためには適切な管理が欠かせないことから、動植物の調査等を踏まえて管理のあり方を定める必要があります。

このため、市では地域住民等との協働により保全管理計画を作成し、下草刈りや竹林の伐採等、保全緑地の適正な維持管理を実践するために、この管理計画づくりに参加した方々を中心とした市民活動団体が誕生しています。これまでに21地区の保全管理計画を策定しました。

◇かわさき多摩丘陵グリーンコンソーシアムの構築

人と自然が共生する持続可能な里山環境を目指し、植物相による環境形成作用を高める管理手法の構築や、地球環境を踏まえた緑地機能の発信を効果的に行うため、玉川大学農学部、明治大学農学部、東京農業大学地域環境科学部と連携し、緑地の多様な自然環境の維持、再生についての研究を進めるためのフィールドとして特別緑地保全地区を提供している。

①植物、動物の育成・再生を生態学的な見地から研究を試み保全緑地での管理手法を見出す。

②里山と人との共生、自然における人為的・科学的な関わりを見出す。

^{*5} 特別緑地保全地区：都市計画に定める地域地区の一つ。良好な樹林地等を保全することを目的に指定する。地区内の緑地を保全するために一定の行為が制限される。

^{*6} 緑の保全地域：（巻末用語索引参照）

^{*7} ふれあいの森：土地所有者から良好な樹林地を借り受け、散策路や休憩施設等を整備し、自然とふれあえる場として、市民に利用を供するもので、緑の保全と活用を図ることを目的としている。

^{*8} 緑地保全協定：緑地を保全するために所有者と協定を結ぶ制度。

^{*9} 里山：里山とは、農業等の人為的な関わりにより形成されてきた自然環境で、一般的にクヌギ、コナラ等の二次林（新成林）で構成されている山林を指すが、言葉の定義は必ずしも確定していない。

③大学の社会貢献の発信によって、環境学習機会を高め次世代を担う子供たちの育成を目指す。

・市民による緑地保全トラスト支援の検討

市民によるトラスト活動団体への技術的な助言及び広報誌の配布場所の提供を行いました。

取組② 農地の保全

●生産緑地地区^{*10}の指定の推進

・生産緑地地区の指定と活用の推進

市街化区域^{*11}内にある農地等がもつ農業生産活動等に裏付けられた緑地機能に着目して、公害の防止又は防災、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地等を生産緑地地区として計画的に保全して良好な都市環境の形成を図っています。

2011年度現在、生産緑地地区は、1,914か所、面積は302.5haです。都市における農地は、農業生産の場であるだけでなく、広々とした空間と美しい緑の景観機能、多様な生物が生息できる環境機能、災害時の避難を助け、被害の拡大を防ぐ防災機能、土に親しみ農を楽しむレクリエーション機能など、多面的な機能を有します。

こうした農地の保全・活用を図るため、環境保全型農業や地産地消の推進などにより、かわさきの農業を振興するとともに、市民の農への参加・参画を進め、農ある風景を保全していきます。

●市内農地の活用による保全

・都市農地の多面的な機能の活用

麻生区黒川地区をはじめとした農業振興地域における地域資源を活用してグリーン・ツーリズムを推進するとともにそれに必要な環境整備を行います。また、グリーン・ツーリズム推進の拠点として農業情報センターをセレサ川崎農業協同組合と協同運営します。さらに早野地区における農業活性化を図るためハーブ活用実践モデル事業を推進します。

●担い手支援や地産地消、環境保全型農業の推進などによる農業振興

・減農薬や減化学肥料の奨励等による環境保全型農業等の促進

「川崎市環境保全型農業推進方針」に基づき実証展示栽培、減農薬の導入助成、技術講習会等を実施しました。

●農を知る機会と参加する仕組の充実

・市民農園等による農体験を通じた都市農地の活用

「土」に親しみ「農」とふれあうという市民ニーズに応え、多くの市民が生活の中で「農」を知り「農」を体験できる環境整備を推進しています。市民農園については、市内7か所に市が開設する市民農園^{*12}があり、農家開設型の体験型農園^{*13}（9か所）やファームینگ農園（7か所）等も含め、運営や開設の支援を行っています。また「花と緑の市民フェア」や「畜産まつり」、「ファーマーズクラブ」など、各種「農」イベントの開催を通じて、多くの市民が「農」に親しみ、理解を深める機会を提供しております。

取組③ 公園緑地の整備

●大規模公園緑地の整備推進

・地域特性や自然を活かした魅力ある大規模公園の整備の推進

「生田緑地」は、多摩丘陵の豊かな自然環境を背景に、花とみどりの文教施設の要衝として、緑の保全と活用、生態系の保全に配慮した整備の推進を図っています。

「等々力緑地」は、スポーツの拠点として、運動施設の充実を図ることを基本とし、併せて花と緑の憩いの場として、整備を進めています。

「菅生緑地」は、自然環境の保全、都市景観の向上、緩衝緑地帯などの機能を目的とすると同時に、レクリエーションの場や、環境教育・学習の場となるよう整備の推進を図っています。

^{*10} 生産緑地地区：（巻末用語索引参照）

^{*11} 市街化地区：（巻末用語索引参照）

^{*12} 市開設型市民農園：市民の農業に対する理解を深めるとともに、土と自然に親しむ機会を提供している。利用期間は2年、1区画は10㎡となっている。

^{*13} 体験型農園：農業経営の一環として、農家の行う農作業の一部を市民が農家から指導を受けながら行うタイプの農園。

●歩いていける身近な公園の整備推進

・街区公園、近隣公園等の身近な公園の整備

歩いて行ける身近な公園の整備については、今後も近隣の公園の設置状況を勘案しながら、関係局と連携を図るとともに、地権者の理解と協力を得て整備を進めていきます。

●既存公園の再整備

老朽化した近隣・地区公園を市民参画により整備計画を策定し、新たな公園に再生しています。

●基幹的広域防災拠点として東扇島東公園の有効活用

東扇島東公園は、大規模災害時に国の基幹的広域防災拠点として、東京都の有明の丘と相互補完し一体的に機能を発揮する施設です。東公園では、緊急物資等の仕分けや保管、さらには海上・陸上や河川を利用した緊急物資輸送などに対応します。

多目的広場、人工海浜、バーベキュー広場などが整備され、平常時は港に集う人々の憩いと潤いの場として利用されています。

取組④ 協働による緑の保全・創出・育成の取組

●多様な主体による公園管理の促進

・街区公園等身近な公園の地域住民による維持管理活動の推進

公園緑地愛護会により行われている公園及び緑道緑地の清掃・除草等の日常的な維持管理作業に加えて、樹木の剪定、軽易な公園施設等の維持管理や公園緑地の利用調整も行う「管理運営協議会」を新たに組織し、公園緑地愛護会から管理運営協議会への移行を進め、市民との協働による公園緑地の地元管理の推進を図っています。

2004～5年度のモデル実施を経て2006年度から本格実施し、2012年3月末現在502公園で結成されており、今後も設置を進めていきます。

●公園緑地の適切な管理と有効活用

・公園利用ガイドブックの作成による公園の適正な利用への普及・啓発

ホームページ上で遊具の安全な遊び方についての普及・啓発に取り組んでいます。

・公園の利用や運営を考慮した公園の適正な維持管理

剪定、刈込、除草等の管理活動を実施しました。